

最低賃金の引上げに伴う

# 中小企業・小規模事業者への 支援施策紹介マニュアル

## 目 次

- |                      |             |
|----------------------|-------------|
| 1, ご利用にあたり           | 2, 全体的な相談窓口 |
| 3, 新たな資金が必要になった場合の支援 | 4, 雇用に関する支援 |
| 5, 企業全体の生産性向上に対する支援  | 6, 参考データ    |



平成25年11月

厚生労働省・中小企業庁



平成25年度版「最低賃金引上げに向けた中小企業・小規模事業者  
への支援施策紹介マニュアル」ご利用に当たり

最低賃金制度とは、最低賃金法に基づき国が賃金の最低額を定め、使用者は、その最低賃金額以上の賃金を労働者に支払わなければならないとする制度です。

最低賃金額は、毎年、中央最低賃金審議会から示される引上げ額の目安を参考にして、各都道府県最低賃金審議会において審議が行われ、改定額が決定されます。

平成25年度においては、全国加重平均で15円の引上げとなる改定が行われ、11月初旬までに全ての都道府県において新たな地域別最低賃金額の発効が予定されています。(詳しくは、[http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/roudoukijun/minimumichiran/index.html](http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/minimumichiran/index.html)を参照)。

今後、中小企業・小規模事業者の方々から、様々な相談等が寄せられることも予想されることから、厚生労働省及び中小企業庁では、最低賃金の引上げに向けた企業の取組にご活用いただける支援措置に関して、その内容や関連する相談窓口をご紹介しますとともに、各相談窓口の連携を強化すべく本マニュアルを策定いたしました。

本マニュアルが、最低賃金引上げ決定に伴って、中小企業・小規模事業者の方々から寄せられるご相談等の迅速な解決の一助となることを祈念しております。

**【注意点】**

1. 掲載されている内容は、各施策の“概要”ですので、実際の施策利用に当たっては、各ページ下欄に掲載の「お問い合わせ先」までご確認ください。
2. 掲載されている内容(項目、要件、申請時期等)が変更される場合もありますので、ご注意ください。
3. 本書は、平成25年10月現在で編集しています。

今後とも、より一層皆様にとって使いやすいマニュアルの作成に努めて参りますので、本冊子についてお気づきの点などございましたら、下記までご連絡ください。

本マニュアルは、中小企業庁・厚生労働省のホームページにおいて、ダウンロードすることができます。

中小企業庁事業環境部企画課

〒100-8912 東京都千代田区霞が関1-3-1

URL : <http://www.chusho.meti.go.jp/>

電話 : 03-3501-1765

厚生労働省労働基準局労働条件政策課賃金時間室

〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2

URL : <http://www.mhlw.go.jp/>

電話 : 03-3502-6757

## 【目次】

### 1. 全体的な相談窓口

#### (1)『最低賃金の引上げに向けた支援策を知りたい』……………P3

##### 最低賃金総合相談支援センター(ワンストップ相談窓口)

経営改善に取り組む中小企業の労働条件管理などの相談等について、ワンストップで対応します。

#### (2)『取引に関するさまざまな悩みを迅速に解決したい』……………P8

##### 下請かけこみ寺(相談窓口・紛争解決)

中小企業・小規模事業者が抱える、取引に関するさまざまな悩みに対し、親身に対応し、迅速な解決策を提示するなど、適正な取引を行うための支援を実施していきます。

#### (3)『中小企業経営に関する総合的な情報を入手したい』……………P10

##### 支援ポータルサイト「ミラサポ」

中小企業庁は、中小企業・小規模事業者の未来をサポートするサイト「ミラサポ」を開設し、国や公的機関の支援情報・支援施策を、わかりやすく提供します。また、経営の悩みに対する先輩経営者や専門家との情報交換の場についても提供致しています。

### 2. 新たな資金が必要になった場合の支援

#### (1)『一時的に業績が悪化しているので融資をうけたい』……………P11

##### セーフティネット貸付制度

社会的、経済的環境の変化等外的要件により、一時的に業況が悪化しているものの、中長期的には回復が見込まれる中小企業・小規模事業者に対して融資を行います。

#### (2)『小規模事業者向けの融資制度を知りたい』……………P12

##### 小規模事業者経営改善資金融資制度(マル経融資)

小規模事業者に対して、経営改善のための資金を無担保・無保証・低金利で融資します。

### 3. 雇用に関する支援

#### (1)『職業能力の開発と向上のための支援策を知りたい』……………P17

##### キャリア形成促進補助金

企業の人材育成と労働者のキャリア形成を促進するため、職業訓練などを実施する中小企業事業主に助成金を交付します。

#### (2)『非正規雇用労働者の企業内でのキャリアアップに取り組むための支援策を知りたい』

##### キャリアアップ助成金……………P21

有期契約労働者、短時間労働者、派遣労働者といったいわゆる非正規雇用の労働者の企業内でのキャリアアップ等を促進するため、正規雇用への転換、人材育成、処遇改善などの取組を実施した事業主に対して、包括的に助成します。

#### (3)『高年齢者の雇用環境の整備等を実施した際の支援策を知りたい』……………P26

##### 高年齢者雇用安定助成金

生涯現役社会の実現に向けて、高年齢者の雇用環境の整備や労働移動の受入を行う事業主に対して、助成を行います。

**(4)『従業員の処遇や職場環境の改善を図るための支援策を知りたい』……………P31**  
**中小企業労働環境向上助成金**

健康・環境・農林漁業等の事業を営む中小企業事業主が、雇用管理制度の導入等を行う場合に、助成金を支給致します。

**4. 企業全体の生産性向上に対する支援**

**(1)『最低賃金の引上げに向けた支援策を知りたい』……………P34**  
**業務改善助成金**

事業場内の最も低い時間給を、計画的に引き上げる中小企業に対して、就業規則の作成、労働能率の増進に資する設備・機器の導入等に係る経費の 1/2(上限 100 万円)を助成します。

**(2)『専門家へ相談したい』……………P38**  
**経営革新等支援機関**

本制度は、税務、金融及び企業財務に関する専門的知識や中小企業支援に係る実務経験が一定レベル以上の個人、法人、中小企業支援機関等を「経営革新等支援機関」として認定することにより、中小企業・小規模事業者に対して専門性の高い支援を行います。

**(3)『新たな事業活動を行うことで経営の向上を図りたい』……………P40**  
**経営革新支援事業**

最低賃金上昇に伴い固定費が増大する中、中小企業者が、経営の向上を図るために新たな事業活動を行う経営革新計画の承認を受けることで、低利の融資制度や信用保証の特例など多様な支援を受けることができます。

**(4)『下請関係を改善するための支援策を知りたい』……………P43**  
**下請中小企業・小規模事業者の自立化等支援**

下請中小企業・小規模事業者の自立化に向けた取組等に対する支援を行います。

**(5)『新しい取引先を開拓したい』……………P46**  
**下請取引のあっせん事業**

最低賃金上昇に伴う固定費増大の中、生産性を向上させるべく、中小企業・小規模事業者の新たな取引先の開拓を支援するために、下請取引のあっせんを行います。

**(6)『人材育成や経営能力の向上を図りたい』……………P49**  
**中小企業大学校の研修**

最低賃金上昇に伴い固定費等が増加する中、経営戦略、マーケティング戦略、生産管理等に関する研修を受講することで、経営能力の向上を図り、自社の抱える経営課題の解決や新たな事業活動に挑戦できる環境を整えます。

**(参考)『平成 25 年度地域別最低賃金改定状況(平成25年 11 月 1 日現在)』……………P50**

## 1(1)『最低賃金の引上げに向けた支援策を知りたい』

### 最低賃金総合相談支援センター

経営改善に取り組む中小企業の労働条件管理などの相談等について、ワンストップで対応します。

#### 中小企業相談支援事業

最低賃金の引上げに向けて生産性向上等の経営改善に取り組む中小企業の労働条件管理などの相談について、ワンストップで対応する相談窓口を設け、中小企業庁と連携し、相談、専門家派遣等を実施します。

#### 対象となる方

最低賃金の引上げにより影響を受ける中小企業事業主

#### 支援内容

最低賃金総合相談支援センターにおいて、

- ① 経営と労務管理の専門家による無料相談を行っています。

経営相談の例	労務管理に関する相談の例
販路開拓	賃金・退職金・労働時間制度の見直し
新規事業	就業規則(賃金規定等)の改正
技術指導	高齢者雇用
資金調達	人材育成
マーケティング	労働安全衛生対策
IT活用による経営力強化	業務改善助成金などの厚労省関係
支援制度の案内など	支援制度などのご案内

- ② 課題解決のための専門家の派遣を行っています。(事業場の実態を把握、分析した上で、具体的な課題解決手法を提案します。)

- ③ セミナーを開催します。



## ご利用方法

詳細については以下の窓口までお問い合わせください。

## 問い合わせ先一覧

名 称	所在地	電話番号
北海道最低賃金総合相談支援センター	札幌市中央区北1条西7丁目 プレスト1・7ビル 3階 (北海道中小企業団体中央会 本部内)	011(231)1780
青森県最低賃金総合相談支援センター	青森市青柳2-2-6(一般社団法人青森県労働基準協会内)	017(777)4686
岩手県最低賃金総合相談支援センター	盛岡市山王町1-1	019(651)2373
宮城県最低賃金総合相談支援センター	仙台市青葉区本町1-9-5 五城ビル4階(宮城県社会保険労務士会内)	022(223)0573
秋田県最低賃金総合相談支援センター	秋田市大町3-2-44 大町ビル3F	018(853)9061
山形県最低賃金総合相談支援センター	山形市七日町3-1-9	023(622)4666
福島県最低賃金総合相談支援センター	福島市御山字三本松19-3	024(526)2270
茨城県最低賃金総合相談支援センター	水戸市本町3-20-8 本町壱番館ビル4階	029(231)9480

栃木県最低賃金総合相談 支援センター	宇都宮市西一の沢町1番22号(栃木県行政書士会館 内)	028(611)1008
群馬県最低賃金総合相談 支援センター	高崎市上大類町745-10	027(353)4828
埼玉県最低賃金総合相談 支援センター	さいたま市大宮区桜木町1-7-5ソニックシティ7階	048(641)3613
千葉県最低賃金総合相談 支援センター	千葉市中央区富士見2丁目7番5号富士見ハイネスビ ル7階	043(222)0500
東京都最低賃金総合相談 支援センター	中央区銀座3-10-7銀座東和ビル9階(ヒューマンテック経営 研究所内)	03(3543)6326
神奈川県最低賃金総合相 談支援センター	横浜市中区尾上町5-80 神奈川中小企業センタービル 7階インキュベートルーム8号室	045(641)0111
新潟県最低賃金総合相談 支援センター	新潟市中央区東大通2-3-26 プレイス新潟1F(新潟県 社会保険労務士会内)	025(250)7759
富山県最低賃金総合相談 支援センター	富山市総曲輪2-1-3 富山商工会議所ビル6F	076(424)3686
石川県最低賃金総合相談 支援センター	金沢市玉銚2-502 エーブル金沢ビル2階石川県社会 保険労務士会	076(291)5418
福井県最低賃金総合相談 支援センター	福井市二の宮3-30-11	0776(26)7770
山梨県最低賃金総合相談 支援センター	甲府市飯田2-2-1 山梨県中小企業会館4階	055(237)3215
長野県最低賃金総合相談 支援センター	長野市大字中御所字岡田131-10 中小企業会館4F	026(228)1171
岐阜県最低賃金総合相談 支援センター	岐阜市藪田東2-11-11(岐阜県社会保険労務士会 内)	058(272)3028
静岡県最低賃金総合相談 支援センター	静岡市葵区追手町44番地の1 静岡県産業経済会館5 階	054(254)1511
愛知県最低賃金総合相談 支援センター	名古屋市熱田区三本松町3-1(愛知県社会保険労務士 会館1階)	052(881)1810
三重県最低賃金総合相談 支援センター	津市丸之内養正町4-1 森永三重ビル3F(三重県経営 者協会内)	059(226)0033
滋賀県最低賃金総合相談 支援センター	大津市打出浜2-1 コラボしが21 6階 滋賀県社会保険 労務士会事務局内	077(526)3760
京都府最低賃金総合相談 支援センター	京都市右京区西院東中水町17番地 京都府中小企業 会館4階(京都府中小企業団体中央会内)	075(314)7131



大阪府最低賃金総合相談 支援センター	大阪市北区天満 2-1-30 大阪府社会保険労務士会館	06(4800)8188
兵庫県最低賃金総合相談 支援センター	神戸市中央区下山手通 4-16-3	0120(340)580
奈良県最低賃金総合相談 支援センター	奈良市西木辻町 343 番地 1	0742-23-3917
和歌山県最低賃金総合相 談支援センター	和歌山市北出島 1-5-46 和歌山県労働センター1階	073(425)6584
鳥取県最低賃金総合相談 支援センター	鳥取市若葉台南 7-5-1((公財)鳥取県産業振興機構 本部内)	0857(52)6702
島根県最低賃金総合相談 支援センター	松江市母衣町 55-4((一社)島根県経営者協会内)	080(5757)3208
岡山県最低賃金総合相談 支援センター	岡山市北区厚生町 3-1-15	086(232)2266
広島県最低賃金総合相談 支援センター	広島市中区橋本町 10-10 広島インテスビル5階	082(221)0610
山口県最低賃金総合相談 支援センター	山口市中央4-5-16(山口県中小企業団体中央会内)	083(922)2606
徳島県最低賃金総合相談 支援センター	徳島市南末広町 5-8-8 徳島経済産業会館 2 階	0120(967)951
香川県最低賃金総合相談 支援センター	高松市番町 2-2-2 高松商工会議所会館5階	080(2988)9274
愛媛県最低賃金総合相談 支援センター	松山市萱町 4-6-3(愛媛県社会保険労務士会内)	089(907)4864
高知県最低賃金総合相談 支援センター	高知市棧橋通 2-8-20 モリタビル2F	088(833)1151
福岡県最低賃金総合相談 支援センター	福岡市博多区吉塚本町 9-15 福岡県中小企業振興セン ター10F	092(624)0606
佐賀県最低賃金総合相談 支援センター	佐賀市川原町 8-27 平和会館内	0952(26)3946
長崎県最低賃金総合相談 支援センター	長崎市桶屋町 50-1 杉本ビル3階B(長崎県社会保険 労務士会内)	095(821)4454
熊本県最低賃金総合相談 支援センター	熊本市中央区坪井 6-38-15 建峰ビル5階	096(346)1124
大分県最低賃金総合相談 支援センター	大分市金池町 3-1-64(大分県中小企業団体中央会内)	097(536)6331

宮崎県最低賃金総合相談 支援センター	宮崎市大和町 83-2 鮫島ビル1階（宮崎県社会保険労 務士会内）	0985(60)3876
鹿児島県最低賃金総合相 談支援センター	鹿児島市下荒田 3-44-18（鹿児島県社会保険労務士 会内）	099(257)4823
沖縄県最低賃金総合相談 支援センター	那覇市小禄 1831-1 沖縄産業支援センター605	098(859)6120

## 1(2)『取引に関するさまざまな悩みを迅速に解決したい』 下請かけこみ寺事業

中小企業・小規模事業者が抱える、取引に関するさまざまな悩みに対し、親身に対応し、迅速な解決策を提示するなど、適正な取引を行うための支援を実施します。

### 対象となる方

企業間取引に関して、さまざまな悩みなどをもつ中小企業・小規模事業者

### 支援内容

全国48箇所(各都道府県及び本部)に下請かけこみ寺を設置しています。  
下請かけこみ寺では、以下の取組を行っています。

#### (1)各種相談への対応

中小企業・小規模事業者の取引問題に関するさまざまなご相談に、下請代金支払遅延等防止法や中小企業の取引問題に知見を有する相談員等が親身にお話を伺い、アドバイス等を無料で行います。

また、弁護士による無料相談も実施しています。

#### (ご相談の例)

「支払日が過ぎても代金を払ってくれない」

「客からキャンセルされたからいらなくなったと言って返品された」

「代金の値引き(減額)を要求された」

「期日どおりに納品したのに倉庫が一杯だからと言って受け取ってくれない」

「仕事の受注の見返りに、取引先が取り扱う商品の購入を求められた」

「原材料が高騰しているにも関わらず、単価引き上げに応じてくれない」

#### (2)迅速な紛争解決

中小企業・小規模事業者が抱える取引に係る紛争を迅速かつ簡便に解決するため、裁判外紛争解決手続(ADR)を用いて、全国の登録弁護士等が中小企業・小規模事業者の身近なところで調停手続等を行います(費用は無料)。

### ご利用方法

最寄りの下請かけこみ寺又は下請かけこみ寺本部にお電話や直接お越しいただきご相談ください。

相談受付の電話番号はフリーダイヤルとなっていますので、通話料無料にご利用いただけます。

[フリーダイヤル] 0120-418-618

また、メールやWebフォームでのご相談も受け付けています。

詳細は、「下請かけこみ寺」のサイトをご覧ください。

## 問い合わせ先一覧

問い合わせ先	電話番号	問い合わせ先	電話番号
(公財)全国中小企業取引振興協会	03-5541-6655	(公財)ふくい産業支援センター	0776-67-7426
(公財)北海道中小企業総合支援センター	011-232-2407	(公財)滋賀県産業支援プラザ	077-511-1413
(公財)21 あおもり産業総合支援センター	017-723-1040	(公財)京都産業 21	075-315-8590
(公財)いわて産業振興センター	019-631-3822	(公財)大阪産業振興機構	06-6748-1144
(公財)みやぎ産業振興機構	022-225-6636	(公財)ひょうご産業活性化センター	078-230-8081
(公財)あきた企業活性化センター	018-860-5623	(公財)奈良県中小企業支援センター	0742-36-8312
(公財)山形県企業振興公社	023-647-0662	(公財)わかやま産業振興財団	073-432-3412
(公財)福島県産業振興センター	024-525-4077	(公財)鳥取県産業振興機構	0857-52-3011
(公財)茨城県中小企業振興公社	029-224-5317	(公財)しまね産業振興財団	0852-60-5114
(公財)栃木県産業振興センター	028-670-2603	(公財)岡山県産業振興財団	086-286-9670
(公財)群馬県産業支援機構	027-255-6504	(公財)ひろしま産業振興機構	082-240-7704
(公財)埼玉県中小企業振興公社	048-647-4086	(公財)やまぐち産業振興財団	083-922-9926
(公財)千葉県産業振興センター	043-299-2654	(公財)とくしま産業振興機構	088-654-0101
(公財)東京都中小企業振興公社	03-3251-9390	(公財)かがわ産業支援財団	087-868-9904
(公財)神奈川産業振興センター	045-633-5053	(公財)えひめ産業振興財団	089-960-1102
(公財)にいがた産業創造機構	025-246-0056	(公財)高知県産業振興センター	088-845-6600
(公財)長野県中小企業振興センター	026-227-5013	(財)福岡県中小企業振興センター	092-622-6680
(公財)やまなし産業支援機構	055-243-8037	(公財)佐賀県地域産業支援センター	0952-34-4416
(公財)しずおか産業創造機構	054-273-4433	(公財)長崎県産業振興財団	095-820-8860
(公財)あいち産業振興機構	052-715-3069	(公財)くまもとテクノ産業財団	096-289-2437
(公財)岐阜県産業経済振興センター	058-277-1092	(公財)大分県産業創造機構	097-533-0220
(公財)三重県産業支援センター	059-228-7283	(公財)宮崎県産業支援財団	0985-74-3850
(公財)富山県新世紀産業機構	076-444-5622	(公財)かごしま産業支援センター	099-219-1274
(公財)石川県産業創出支援機構	076-267-1219	(公財)沖縄県産業振興公社	098-859-6237

## 1(3)『中小企業経営に関する総合的な情報を入手したい』

### 支援ポータルサイト「ミラサポ」

中小企業庁は、中小企業・小規模事業者の未来をサポートするサイト「ミラサポ」を開設し、国や公的機関の支援情報・支援施策を、わかりやすく提供します。また、経営の悩みに対する先輩経営者や専門家との情報交換の場についても提供致しています。

#### 対象となる方

中小企業に関する施策等の情報が必要な中小企業・小規模事業者、創業予定者、中小企業支援担当者等

#### 「ミラサポ」の主な機能

- ① 国や公的機関の支援施策・支援情報をわかりやすく提供します。一部の補助金については電子申請機能も活用できます。
- ② 創業、海外展開などテーマ別に、先輩経営者や専門家との情報交換ができる場(コミュニティ)を提供します。ユーザーが自らの課題に応じて、新たなコミュニティを作ることできます。
- ③ 分野ごとの専門家のデータベースを整備し、ユーザーが自らの課題に応じた専門家を選んで、オンライン上で相談できるようにします。9月以降、地域プラットフォームを活用して、本サイト上で専門家派遣を依頼可能です。

#### ご利用方法

ミラサポ(<http://www.mirasapo.jp/>)までアクセスください。

#### 問い合わせ先一覧

支援機関名	電話番号
中小企業庁経営支援部経営支援課	03-3501-1763

## 2(1)『一時的に業況が悪化しているので融資をうけたい』

### セーフティネット貸付制度

社会的、経済的環境の変化等外的要件により、一時的に業況が悪化しているものの、中長期的には回復が見込まれる中小企業・小規模事業者に対して融資を行います。

#### 対象となる方

社会的、経済的環境の変化等外的要件により、一時的に売上高や利益が減少しているものの中長期的にはその業況が回復し、かつ、発展することが見込まれる方等

#### 支援内容

##### ■ 貸付限度額

【日本公庫(中小企業事業)】7億2,000万円

【日本公庫(国民生活事業)】4,800万円

##### ■ 貸付利率:基準利率(中小企業事業については上限利率3.0%)※

※基準金利:中小1.60%、国民1.90%(平成25年11月9日現在) ただし、円高の影響等を踏まえ、①認定経営革新等支援機関等の支援を受ける場合は、基準利率-0.4%、②雇用の維持・拡大を図る場合は、基準利率-0.2%

(①と②を同時に満たす場合は、基準利率-0.6%)を適用。

##### ■ 貸付期間:設備資金15年以内(うち据置期間3年以内)

運転資金 8年以内(うち据置期間3年以内)

##### ■ 保証条件:【日本公庫(中小企業事業)】

経営者本人の個人保証を不要とする制度が利用可能

【日本公庫(国民生活事業)】

第三者保証人等を不要とする融資が利用可能

#### 問い合わせ先一覧

問い合わせ先	電話番号
株式会社日本政策金融公庫(日本公庫)	0120-154-505
沖縄振興開発金融公庫	098-941-1795
商工組合中央金庫	0120-079-366

## 2(2)『小規模事業者向けの融資制度を知りたい』

### 小規模事業者経営改善資金融資制度(マル経融資)

小規模事業者に対して、経営改善のための資金を無担保・無保証・低金利で融資します。

#### 対象となる方

常時使用する従業員が20人以下(商業・サービス業の場合は5人以下)の法人・個人事業主の方で、以下の要件をすべて満たす方

- 商工会・商工会議所の経営指導員による経営指導を原則6カ月以上受けていること
- 所得税、法人税、事業税、都道府県民税などの税金を原則として完納していること
- 原則として同一の商工会等の地区内で1年以上事業を行っていること
- 商工業者であり、かつ、日本政策金融公庫の融資対象業種を営んでいること

#### 支援内容

##### 東日本大震災対応特枠

震災により直接又は間接被害を受けた小規模事業者の方は、一般枠と別枠で用意する貸付限度額、金利引き下げ措置を利用することができます。

- ① 貸付限度額:通常枠と別枠 1,000万円
- ② 貸付金利 :平成25年10月9日現在 0.70%(貸付後当初3年間)  
(日本公庫 基準金利から▲1.2%)
- ③貸付期間 :設備資金10年以内(据置期間2年以内)  
運転資金7年以内(据置期間1年以内)

※特定被災区域に事業所を有しており、かつ、商工会・商工会議所等が策定する「小規模事業者再建支援方針」に沿って事業を行うことが見込まれる方が対象です。

※罹災証明書等(写しで可)が必要です。

※間接被害者については、直接被害者(大企業可)の事業活動に相当程度依存している等の要件を満たす必要があります。

##### 通常枠

【対象資金】 設備資金、運転資金

【貸付限度額】 1,500万円

【貸付利率】平成25年10月9日現在 1.60%

※利率算出:日本政策金融公庫の基準金利▲0.3%

※利率は変動します。詳しくは、下記問い合わせ先にご確認ください。

【貸付期間】設備資金10年以内(据置期間は2年以内)、運転資金7年以内(据置期間は1年以内)

【貸付条件】無担保・無保証人

### ご利用方法

- 主たる事業所の所在する地区の商工会・商工会議所へ申込みしてください。
  - 申込みを受け付けた商工会・商工会議所が日本政策金融公庫に融資の推薦をします。
  - 日本政策金融公庫の審査を経て、融資が実施されます。
- (注)沖縄県については、紙面中「日本政策金融公庫」とあるのは、すべて「沖縄振興開発金融公庫」と読み替えてください。

### 問い合わせ先一覧

#### 全国商工会連合会問い合わせ先

都道府県	住所	電話番号	FAX番号
北海道	札幌市中央区北1条西7-1 プレスト1・7ビル4階	011-251-0101	011-271-4804
青森県	青森市新町 2-8-26 青森県火災共済会館 5 階	017-734-3394	017-773-7249
岩手県	盛岡市盛岡駅西通 1-3-8 岩手県商工会連合会館	019-622-4165	019-654-3363
宮城県	仙台市青葉区上杉 1-14-2 宮城県商工振興センター 2 階	022-225-8751	022-265-8009
秋田県	秋田市旭北錦町 1-47 秋田県商工会館 4 階	018-863-8491	018-863-8490
山形県	山形市城南町 1-1-1 霞城セントラル14階	023-646-7211	023-646-7216
福島県	福島市三河南町 1-20 コラッセふくしま9階	024-525-3411	024-525-3413
茨城県	水戸市桜川 2-2-35 茨城県産業会館 13 階	029-224-2635	029-226-0955
栃木県	宇都宮市中央 3-1-4 栃木県産業会館6階	028-637-3731	028-637-2875
群馬県	前橋市関根町 3-8-1 群馬県商工連会館	027-231-9779	027-234-3378
埼玉県	さいたま市大宮区桜木町 1-7-5 ソニックシティビル 7 階	048-641-3617	048-645-0283
千葉県	千葉市中央区中央 2-9-8 千葉広小路ビル 3 階	043-305-5222	043-222-5133
東京都	東京都昭島市東町 3-6-1	042-500-1140	042-500-1421
神奈川県	横浜市中区尾上町 5-80 神奈川中小企業センター 10 階	045-633-5080	045-633-5081
新潟県	新潟市中央区新光町 7-2 新潟県商工会館 2 階	025-283-1311	025-285-1252
長野県	長野市中御所岡田 131-10 長野県中小企業会館1階	026-228-2131	026-226-4996
山梨県	甲府市飯田 2-2-1 山梨県中小企業会館 3 階	055-235-2115	055-235-6756



静岡県	静岡市葵区追手町 44-1 静岡県産業経済会館 6 階	054-255-8080	054-255-6060
愛知県	名古屋市中村区名駅 4-4-38 愛知県産業労働センター16 階	052-562-0030	052-562-0029
岐阜県	岐阜市藪田南 5-14-53 岐阜県県民ふれあい会館 9 階	058-277-1068	058-274-7655
三重県	津市栄町 1-891 三重県合同ビル 6 階	059-225-3161	059-225-2349
富山県	富山市赤江町 1-7 富山県中小企業研修センター	076-441-2716	076-433-8031
石川県	金沢市鞍月 2-20 石川県地場産業振興センター新館 3 階	076-268-7300	076-268-9933
福井県	福井市宝永 4-9-14 福井県商工会連合会館2階	0776-23-3624	0776-25-2157
滋賀県	大津市打出浜 2-1 コラボしが21 5 階	077-511-1470	077-523-3733
京都府	京都市右京区西院東中水町 17 京都府中小企業会館 4 階	075-314-7151	075-315-1037
大阪府	大阪府中央区本町橋 2-5 マイドームおおさか6階	06-6947-4340	06-6947-4343
兵庫県	神戸市中央区花隈町 6-19 兵庫県商工会館	078-371-1261	078-341-4452
奈良県	奈良市登大路町 38-1 奈良県中小企業会館 3 階	0742-22-4411	0742-26-2698
和歌山県	和歌山市十番丁19番地 wajima 十番丁4階	073-432-4661	073-432-3561
鳥取県	鳥取市湖山町東 4-100 鳥取県商工会連合会館	0857-31-5555	0857-31-5500
島根県	松江市母衣町 55-4 島根県商工会館 4 階	0852-21-0651	0852-26-5357
岡山県	岡山市弓之町 4-19-401 岡山県中小企業会館 4 階	086-224-4341	086-222-1672
広島県	広島市中区大手町 3-3-27 大手町マンション 2 階	082-247-0221	082-249-0565
山口県	山口市中央 4-5-16 山口県商工会館 3 階	083-925-8888	083-925-8700
徳島県	徳島市南末広町 5-8-8 徳島経済産業会館 2 階	088-623-2014	088-623-6721
香川県	高松市福岡町 2-2-2-301 香川県産業会館 3 階	087-851-3182	087-822-4957
愛媛県	松山市宮西 1-5-19 愛媛県商工会連合会館	089-924-1103	089-922-0249
高知県	高知市布師田 3992-2 高知県中小企業会館 3 階	088-846-2111	088-846-2244
福岡県	福岡市博多区吉塚本町 9-15 中小企業振興センター 7 階	092-622-7708	092-622-7798
佐賀県	佐賀市松原 1-2-35 佐賀商工会館 2 階	0952-26-6101	0952-24-0929
長崎県	長崎市桜町 4-1 長崎商工会館 8 階	095-824-5413	095-825-0392
熊本県	熊本市安政町 3-13 熊本県商工会館 8 階	096-325-5161	096-325-7640
大分県	大分市金池町 3-1-64 大分県中小企業会館5階	097-534-9507	097-537-0613
宮崎県	宮崎市松橋 2-4-31 宮崎県中小企業会館 2 階	0985-24-2055	0985-25-0036
鹿児島県	鹿児島市名山町 9-1 鹿児島県産業会館 6 階	099-226-3773	099-224-0924
沖縄県	那覇市小禄 1831-1 沖縄産業支援センター 604 号	098-859-6150	098-859-614

### 日本政策金融公庫問い合わせ先

問い合わせ先	電話番号
日本政策金融公庫	0120-154-505

日本商工会議所問い合わせ先

都道府県	住所	電話番号	FAX番号
北海道	〒060-0001:札幌市中央区北1条西2丁目2-1北海道経済センター	011-241-6305	011-231-0726
青森県	〒030-8515:青森市橋本2-2-17青森商工会議所内	0177-34-1311	0177-75-3567
岩手県	〒020-8507:盛岡市清水町14-12盛岡商工会議所内	0196-24-5880	0196-54-1588
宮城県	〒980-8414:仙台市青葉区本町2-16-12仙台商工会議所内	022-265-8181	022-217-1551
秋田県	〒010-0923:秋田市旭北錦町1-47秋田商工会議所内	0188-63-4141	0188-62-2101
山形県	〒990-8501:山形市七日町3-1-9山形商工会議所内	0236-22-4666	0236-22-4668
福島県	〒960-8041:福島市三河南町1-20コラッセ福島	024-536-5511	024-525-3566
茨城県	〒310-0801:水戸市桜川2-2-35茨城県産業会館3階	029-226-1854	029-224-7117
栃木県	〒320-0806:宇都宮市中央3-1-4栃木県産業会館3階	028-637-3725	028-632-9092
群馬県	〒371-0026:前橋市大手町3-3-1群馬県中小企業会館2階	0272-32-1888	0272-32-1880
埼玉県	〒311-0852:さいたま市桜木町1-7-5ソニックシティビル7階	048-647-4115	048-641-7804
千葉県	〒260-0013:千葉県中央区中央2-5-1千葉中央ツインビル2号13階	043-222-7110	043-227-4107
東京都	〒100-0005:千代田区丸の内3-2-2東京商工会議所内	03-3211-6025	03-3284-1208
神奈川県	〒231-0023:横浜市中区山下町2産業貿易センタービル7階	045-671-7481	045-671-7491
新潟県	〒951-8068:新潟市中央区万代島5番1号 万代島ビル7階新潟商工会議所内	025-290-4424	025-290-4421
長野県	〒380-0904:長野市七瀬中町276長野商工会議所内	026-226-6432	026-227-6410
山梨県	〒400-8512:甲府市相生2-2-17甲府商工会議所内	0552-33-2241	0552-33-2131
静岡県	〒420-0851:静岡市葵区黒金町20-8静岡商工会議所会館内	054-252-8161	054-252-6610
愛知県	〒460-8422:名古屋市中区栄2-10-19名古屋商工会議所内	052-223-5611	052-231-5213
岐阜県	〒500-8727:岐阜市神田町2-2岐阜商工会議所内	058-264-2131	058-264-0336
三重県	〒514-0004:津市栄町1-891合同ビル6階	059-227-1666	059-223-1877
富山県	〒930-0083:富山市総曲輪2-1-3富山商工会議所内	076-423-2722	0764-23-1114
石川県	〒920-0918:金沢市尾山町9-13金沢商工会議所内	076-263-1151	076-261-6500
福井県	〒918-8004:福井市西木田2-8-1福井商工会議所ビル内	0776-36-8588	0776-36-8588
滋賀県	〒520-0806:滋賀県大津市打出浜2番1号「コラボしが21」5階	077-511-1460	077-523-3677
京都府	〒604-0862:京都市中京区烏丸通夷川上ル	075-212-6400	075-255-1985
大阪府	〒540-0029:大阪市中央区本町橋2-8大阪商工会議所内	06-6944-6215	06-6944-6250
兵庫県	〒650-0046:神戸市中央区港島中町6-1神戸商工会議所内	078-303-5801	078-303-2312
奈良県	〒630-8586:奈良市登大路町36-2奈良商工会議所内	0742-26-6222	0742-22-1180
和歌山県	〒640-8567:和歌山市西汀丁36和歌山商工会議所内	0734-22-1111	0734-33-0543
鳥取県	〒680-8566:鳥取県鳥取市本町3-102鳥取商工会議所内	0857-26-6666	0857-22-6939

島根県	〒690-0886:島根県松江市母衣町55-4松江商工会議所内	0852-23-1616	0852-23-1656
岡山県	〒700-8556:岡山県岡山市厚生町3-1-15岡山商工会議所内	086-232-2260	086-225-3561
広島県	〒730-0011:広島県広島市中区基町5-44広島商工会議所内	082-222-6610	082-222-6664
山口県	〒750-8566:下関市南部町21-19下関商工会館2階	0832-34-1104	0832-22-0099
徳島県	〒770-8530:徳島県徳島市南末広町5-8-8 徳島経済産業会館(KIZUNA プラザ)1階 徳島商工会議所内	0886-53-3211	0886-23-8504
香川県	〒760-8515:香川県高松市番町2-2-2高松商工会議所内	087-825-3500	087-825-3525
愛媛県	〒790-0067:愛媛県松山市大手町2-5-7松山商工会館4階	089-941-4111	089-945-3536
高知県	〒780-0870:高知県高知市本町1-6-24高知商工会議所内	0888-75-1177	0888-73-0572
福岡県	〒812-8505:福岡県福岡市博多区博多駅前2-9-28福岡商工会議所内	092-441-1111	092-474-3200
佐賀県	〒840-0831:佐賀市松原1-2-35佐賀商工会館内	0952-24-5155	0952-26-2831
長崎県	〒850-8541:長崎県長崎市桜町4-1長崎商工会議所内	095-822-0111	095-822-0112
熊本県	〒860-0022:熊本県熊本市横紺屋町10熊本商工会議所内	096-354-6688	096-352-5202
大分県	〒870-0023:大分県大分市長浜町3-15-19大分商工会議所内	0975-36-3131	0975-34-9472
宮崎県	〒880-0811:宮崎県宮崎市錦町1-10 宮崎グリーンスフィア壱番館7階宮崎商工会議所内	0985-22-2161	0985-24-2000
鹿児島県	〒892-8588:鹿児島県鹿児島市東千石町1-38鹿児島商工会議所内	099-225-9500	099-227-1619
沖縄県	〒900-0033:沖縄県那覇市久米2-2-10那覇商工会議所内	098-868-3758	098-866-9834

### 3(1)『職業能力の開発と向上のための支援策を知りたい』

#### キャリア形成促進助成金

企業の人材育成と労働者のキャリア形成を促進するため、職業訓練などを実施する中小企業事業主に助成金を交付します。

#### 対象となる方

企業内における労働者のキャリア形成の効果的な促進のため、雇用する労働者に対して、目標が明確化された職業訓練の実施等を行う中小企業事業主

この助成金の助成対象訓練は次の体系で構成されます。

#### I 政策課題対応型訓練

- ① 若年人材育成コース(採用後5年以内かつ35歳未満の若年労働者への訓練)
- ② 成長分野等人材育成コース(健康、環境等の重点分野での人材育成のための訓練)
- ③ グローバル人材育成コース(海外関連業務に対する人材育成のための訓練)
- ④ 熟練技能育成・承継コース(熟練技能者の指導力強化、技能承継のための訓練、認定職業訓練)

⑤ 認定実習併用職業訓練コース(厚生労働大臣の認定を受けたOJT付き訓練)

⑥ 自発的職業能力開発コース(労働者の自発的な職業能力開発に係る支援)

#### II 一般型訓練(政策課題対応型訓練以外の訓練)

#### 支援内容

訓練に要した経費と訓練の実施時間に対して支払われた賃金の一部を助成します。助成内容は、以下の表のとおりです。

政策課題対応型訓練			
	OFF-JT	経費助成(注2)	1/2
		賃金助成(注3)	800円/時間
	OJT(注1)	実施助成(注4)	600円/時間
一般型訓練			
	OFF-JT	経費助成(注2)	1/3
		賃金助成(注3)	400円/時間

(注1)OJT実施助成は、厚生労働大臣の認定を受けた実習併用職業訓練に限定。

(注2)1人1コースあたりの訓練時間が300時間未満の場合は5万円、300時間以上600時間未満の場合は10万円、600時間以上の場合は20万円を限度とする。

(注3)1人あたりの賃金助成時間数は、1コースにつき原則1,200時間を限度とする(認定職業訓練は1,600時間)。

(注4)1人1コースあたり40万8千円を限度とする。

(東日本大震災復興対策としての特例措置)

東日本大震災に関して、震災復興のための人材育成に活用していただくため、特例措置を設けています。特例措置に該当する場合の助成内容は、以下の表のとおりです。〔( )は大企業に対する助成内容〕

		通常	震災特例	
			被災地(注1)	被災地以外(注2)
一般型訓練				
OFF-JT	経費助成	1/3 (-)	1/2 (1/3)	1/2 (-)
	賃金助成	400円/時間 (-)	800円/時間 (400円/時間)	800円/時間 (-)
認定実習併用職業訓練				
OFF-JT	経費助成	1/2 (-)	1/2 (1/3)	1/2 (-)
	賃金助成	800円/時間 (-)	800円/時間 (400円/時間)	800円/時間 (-)
OJT	実施助成	600円/時間 (-)	600円/時間 (600円/時間)	600円/時間 (-)

(注1) 被災地の事業主

青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、栃木県、千葉県、新潟県及び長野県内の東日本大震災に係る災害救助法が適用された市町村内に所在し、従業員に職業訓練を行う事業主。

(注2) 被災地以外の事業主

震災などの影響により事業活動の縮小を余儀なくされ、生産量・売上が減少したことを踏まえて、新たな事業展開を行うために職業訓練等を行う中小企業事業主。

## ご利用方法

(1) 事業内職業能力開発計画及びこれに基づく年間職業能力開発計画を作成し、訓練実施計画届や訓練カリキュラムと併せて労働局に提出します。

(2) 提出した年間職業能力開発計画に沿った職業訓練等を実施した後、必要な書類を添えて労働局に支給申請を行います。

(3)労働局において厳正な審査を行った上で、支給・不支給の決定を行います。

### 問い合わせ先一覧

組織名	担当部署	TEL
北海道労働局	職業対策課分室	011-788-9132
青森労働局	職業対策課	017-721-2003
岩手労働局	職業対策課分室(助成金相談コーナー)	019-606-3285
宮城労働局	職業対策課助成金コーナー	022-299-8063
秋田労働局	職業対策課	018-883-0010
山形労働局	職業対策課	023-626-6101
福島労働局	職業対策課	024-529-5409
茨城労働局	職業対策課	029-224-6219
栃木労働局	助成金事務センター	028-614-2263
群馬労働局	求職者支援室	027-210-5007
埼玉労働局	職業対策課	048-600-6209
千葉労働局	職業対策課分室	043-441-5678
東京労働局	ハローワーク助成金事務センター分室	03-3813-5071
神奈川労働局	職業対策課	045-277-8801
新潟労働局	職業対策課助成金センター	025-278-7181
富山労働局	職業対策課	076-432-2793
石川労働局	求職者支援室	076-200-8437
福井労働局	職業対策課	0776-26-8613
山梨労働局	求職者支援室	055-225-2861
長野労働局	求職者支援室	026-226-0862
岐阜労働局	助成金センター	058-263-5650
静岡労働局	職業対策課	054-271-9970
愛知労働局	あいち雇用助成室	052-688-5758
三重労働局	職業対策課	059-226-2306
滋賀労働局	職業対策課	077-526-8686
京都労働局	助成金センター	075-241-3269
大阪労働局	ハローワーク助成金センター	06-6346-7181
兵庫労働局	職業対策課(ハローワーク助成金デスク)	078-221-5440
奈良労働局	職業対策課分室	0742-35-6336
和歌山労働局	職業対策課	073-488-1161
鳥取労働局	求職者支援室	0857-88-2777

島根労働局	求職者支援室	0852-20-7028
岡山労働局	助成金事務室	086-238-5301
広島労働局	職業対策課	082-502-7832
山口労働局	求職者支援室	083-995-0387
徳島労働局	求職者支援室	088-652-9145
香川労働局	職業対策課	087-811-8923
愛媛労働局	職業対策課	089-941-2940
高知労働局	求職者支援室	088-888-6600
福岡労働局	職業対策課福岡助成金センター	092-411-4701
佐賀労働局	職業対策課	0952-32-7173
長崎労働局	職業対策課	095-801-0042
熊本労働局	職業対策課	096-211-1704
大分労働局	大分助成金センター	097-535-2100
宮崎労働局	助成金申請受付コーナー	0985-38-8824
鹿児島労働局	職業対策課雇用調整助成金申請受付コーナー	099-219-5101
沖縄労働局	求職者支援室	098-868-3877

## 3(2)『非正規雇用労働者の企業内でのキャリアアップに

### 取り組むための支援策を知りたい』

#### キャリアアップ助成金

有期契約労働者、短時間労働者、派遣労働者といったいわゆる非正規雇用の労働者（以下「有期契約労働者等」といいます）の企業内でのキャリアアップ等を促進するため、正規雇用への転換、人材育成、処遇改善などの取組を実施した事業主に対して、包括的に助成します。

#### 対象となる方

本助成金は、ガイドライン（※1）に沿って、事業所ごとにキャリアアップ管理者を配置するとともに、キャリアアップ計画を作成し、労働局長の認定を受けた後、以下のIからVIまでのいずれかを実施した場合に助成します。

※1 ガイドラインとは、「有期契約労働者等のキャリアアップに関するガイドライン～キャリアアップの促進のための助成措置の円滑な活用に向けて～」を指します。

#### I 正規雇用等転換コース（※2）

正規雇用等に転換または直接雇用（以下「転換等」といいます）する制度を規定し、有期契約労働者等を正規雇用等に転換等した場合に助成。

※2 「正規雇用等」とは、「正規雇用または無期雇用」をいいます。

- ・派遣労働者の場合、派遣元事業主で転換または派遣先の事業所で直接雇用される場合に助成します。
- ・無期雇用への転換等は、通算雇用期間3年未満の有期契約労働者からの転換等であって、基本給の5%以上を増額したことに限り（5%の算出方法は、標準的な方法を設定した上で柔軟に対応）。なお、短時間正社員に転換等した場合は対象外となります（短時間正社員コースにより助成します）。

#### II 人材育成コース

有期契約労働者等に

- ・一般職業訓練（Off-JT）または
  - ・有期実習型訓練（「ジョブ・カード」を活用したOff-JTとOJTを組み合わせた3か月から6か月の職業訓練）
- を行った場合に助成。

#### III 処遇改善コース

すべての有期契約労働者等の基本給の賃金テーブルを改定し、3%以上増額させた場合に助成。

#### IV 健康管理コース

有期契約労働者等を対象とする「法定外の健康診断制度」を規定し、延べ4人以



上実施した場合に助成。

#### V 短時間正社員コース(※3)

短時間正社員制度を規定し、①雇用する労働者を短時間正社員に転換し、または②短時間正社員を新規で雇い入れた場合に助成。

※3 主にワーク・ライフ・バランスの観点から正規雇用労働者を短時間正社員に転換するケースや、短時間労働者を短時間正社員に転換するケースなどを想定しています。

#### VI 短時間労働者の週所定労働時間延長コース(※4)

週所定労働時間25時間未満の有期契約労働者等を週所定労働時間30時間以上に延長した場合に助成。

※4 社会保険の適用基準を満たす労働時間まで延長し、労働者の能力のさらなる活用につなげることを目的としています。

### 支援内容

上記の助成内容を実施した場合、以下の助成額を支給します。

メニュー	助成額 ( )額は大企業の額(短時間正社員コースは大規模事業主)
I 正規雇用等転換コース	①有期→正規:1人当たり40万円(30万円) ②有期→無期:1人当たり20万円(15万円) ③無期→正規:1人当たり20万円(15万円) <1年度1事業所当たり10人まで> 対象者が母子家庭の母等または父子家庭の父の場合、1人当たり①10万円、②5万円、③5万円を加算(加算額は中小企業・大企業ともに同額)
II 人材育成コース	Off-JT《1人当たり》 賃金助成:1時間当たり800円(500円) 経費助成:上限20万円(15万円) OJT《1人当たり》 実施助成:1時間当たり700円(700円) <1年度1事業所当たりの支給限度額は500万円>
III 処遇改善コース	1人当たり1万円(0.75万円) <1年度1事業所当たり100人まで> 「職務評価」の手法を活用した場合、1事業主当たり10万円(7.5万円)上乘せ
IV 健康管理コース	1事業主当たり40万円(30万円) <1事業所当たり1回のみ>
V 短時間正社員コース	1人当たり20万円(15万円) <短時間労働者の週所定労働時間延長コースの人数と合計し、

	1年度1事業所当たり10人まで> 対象者が母子家庭の母等または父子家庭の父の場合、1人当たり10万円加算(加算額は中小企業・大企業ともに同額)
VI 短時間労働者の週所定 労働時間延長コース	1人当たり10万円(7.5万円) <短時間正社員コースの人数と合計し、1年度1人当たり10人まで>

なお、人材育成コースの有期実習型訓練を実施後、正規雇用へ転換した場合などについては、各助成コースの要件を満たしていれば併せて受給することが可能です。

## ご利用方法

本助成金を受給しようとする事業主は、各助成メニューを実施する前までに1の措置を行い、2(人材育成コースを実施する場合のみ3を含む)のとおり作成した書類に必要な書類を添えて(※1)、事業所の所在地を管轄する都道府県労働局(※2)へ提出することが必要です。

### 1 キャリアアップ管理者の配置

事業所ごとに有期契約労働者等のキャリアアップに取り組む方をキャリアアップ管理者として配置していただきます。

### 2 キャリアアップ計画の作成

事業所ごとに有期契約労働者等のキャリアアップに向けた取り組みを計画的に進めるため、キャリアアップ計画を作成し、労働局長の認定を受けていただきます。本計画は、3年から5年程度の計画であり、ガイドラインに沿って、おおまかな取り組みの全体の流れ(対象者、目標、期間、目標を達成するために事業主が講ずる措置等)を記載していただきます。

### 3 訓練計画届の作成(人材育成コースを実施する場合のみ)

キャリアアップ計画に基づいた訓練計画を作成・提出していただきます。

※1 必要な書類については、労働局へお問い合わせ下さい。

※2 手続きにかかる書類の提出は、ハローワークを経由して行うことができます。

その後、以下の基準日の翌日から起算して2か月以内に、支給申請書に必要な書類を添えて(※3)、事業所の所在地を管轄する都道府県労働局(※4)へ支給申請してください。

※3 申請書等の用紙やこれに添付すべき書類については、労働局へお問い合わせ下さい。

※4 申請書等の提出は、ハローワークを経由して行うことができます。

メニュー	基準日
I 正規雇用等転換コース	正規雇用等への転換等後、6か月分の賃金を支払った日
II 人材育成コース	職業訓練計画実施期間の終了した日
III 処遇改善コース	賃金テーブルの増額改定後、6か月分の賃金を支払った日
IV 健康管理コース	延べ4人以上受診させた日
V 短時間正社員コース	短時間正社員に転換・新規雇入れ後、6か月分の賃金を支払った日
VI 短時間労働者の週所定労働時間延長コース	労働時間を延長した後、6か月分の賃金を支払った日

### 問い合わせ先一覧

連絡先	HP
全国ハローワーク	<a href="http://www.mhlw.go.jp/kyujin/hwmap.html">http://www.mhlw.go.jp/kyujin/hwmap.html</a>

都道府県	部署	電話番号
北海道	職業対策課	011-709-2311
青森	職業対策課	017-721-2000
岩手	職業対策課	019-604-3005
宮城	職業対策課	022-299-8062
秋田	職業対策課	018-883-0010
山形	職業対策課	023-626-6101
福島	職業対策課	024-528-0258
茨城	職業対策課	029-224-6219
栃木	職業対策課	028-610-3557
群馬	職業対策課	027-210-5008
埼玉	職業対策課	048-600-6209
千葉	職業対策課	043-221-4391
東京	職業対策課助成金事務センター分室	03-3812-9026
神奈川	職業対策課	045-650-2801
新潟	職業対策課	025-234-5927
富山	職業対策課	076-432-2793
石川	職業対策課	076-265-4428

福井	職業対策課	0776-26-8613
山梨	職業対策課	055-225-2858
長野	職業対策課	026-226-0866
岐阜	職業安定部助成金センター(職業対策課雇用 開発係)	058-263-5650
静岡	職業対策課	054-271-9970
愛知	職業対策課	052-219-5507
三重	職業対策課	059-226-2306
滋賀	職業対策課	077-526-8686
京都	職業対策課	075-275-5424
大阪	雇用保険課	06-4790-6320
兵庫	職業対策課雇用開発係(ハローワーク助成金 デスク)	078-221-5440
奈良	職業対策課	0742-32-0209
和歌山	職業対策課	073-488-1161
鳥取	職業対策課	0857-29-1708
島根	職業対策課	0852-20-7020
岡山	職業対策課	086-801-5107
広島	職業対策課	082-502-7832
山口	職業対策課	083-995-0383
徳島	職業対策課	088-611-5387
香川	職業対策課	087-811-7290
愛媛	職業対策課	089-941-2940
高知	職業対策課	088-885-6052
福岡	職業対策課	092-434-9806
佐賀	職業対策課	0952-32-7217
長崎	職業対策課	095-801-0042
熊本	職業対策課	096-211-1704
大分	職業対策課	097-535-2090
宮崎	職業対策課	0985-38-8824
鹿児島	職業対策課	099-219-8712
沖縄	職業対策課	098-868-1606

### 3(3)『高年齢者の雇用環境の整備等を実施した際の支援策を知りたい』

#### 高年齢者雇用安定助成金

生涯現役社会の実現に向けて、高年齢者の雇用環境の整備や労働移動の受入を行う事業主に対して、助成を行います。

本助成金は次の2つのコースから構成されます。

- ① 事業主が高年齢者の雇用環境の整備を行うことに対して助成する  
「高年齢者活用促進コース」
- ② 事業主が高年齢者の労働移動の受入を行うことに対して助成する  
「高年齢者労働移動支援コース」

#### ① 高年齢者活用促進コース

##### 支給対象となる事業主

高年齢者の活用促進のための環境整備として、新たな事業分野への進出等による高年齢者の職場又は職務の創出、機械設備、作業方法又は作業環境の導入又は改善、雇用管理制度の整備などの措置を実施した雇用保険適用事業主。

##### 助成内容

当該取組に係る経費(人件費等を除く)の3分の2(大企業は2分の1)に相当する額を支給します(ただし、60歳以上の常用被保険者1人当たり20万円を上限(上限額500万円))。

#### ② 高年齢者労働移動支援コース

##### 支給対象となる事業主

定年を控えた高年齢者で、その知識や経験を活かすことができる他の企業での雇用を希望する者を、職業紹介事業者の紹介により、失業を経ることなく雇い入れる雇用保険適用事業主。

##### 助成内容

雇入れ1人につき70万円(短時間労働者40万円)を雇入れから6ヶ月経過後に支給します。

## 問い合わせ先

名称	所在地	問い合わせ先
北海道高齢・障害者雇用支援センター	〒060-0004 札幌市中央区北四条西 4-1 札幌国際ビル 4 階	TEL:011-200-6685 FAX:011-232-2720 hokkaido-support-ctr@jeed.or.jp
青森高齢・障害者雇用支援センター	〒030-0822 青森市中央 1-25-9 あおばビル中央 6 階	TEL:017-721-2125 FAX:017-721-2127 aomori-support-ctr@jeed.or.jp
岩手高齢・障害者雇用支援センター	〒020-0024 盛岡市菜園 1-12-10 日鉄鉱盛岡ビル 5 階	TEL:019-654-2081 FAX:019-654-2082 iwate-support-ctr@jeed.or.jp
宮城高齢・障害者雇用支援センター	〒980-0021 仙台市青葉区中央 3-2-1 青葉通プラザ 13 階	TEL:022-713-6121 FAX:022-713-6124 miyagi-support-ctr@jeed.or.jp
秋田高齢・障害者雇用支援センター	〒010-0951 秋田市山王 3-1-7 東カンビル 3 階	TEL:018-883-3610 FAX:018-883-3611 akita-support-ctr@jeed.or.jp
山形高齢・障害者雇用支援センター	〒990-0039 山形市香澄町 2-2-31 カーニープレイス山形 3 階	TEL:023-674-9567 FAX:023-633-3975 yamagata-support-ctr@jeed.or.jp
福島高齢・障害者雇用支援センター	〒960-8054 福島市三河北町 7-14 福島職業訓練支援センター内	TEL:024-526-1510 FAX:024-526-1513 fukushima-support-ctr@jeed.or.jp
茨城高齢・障害者雇用支援センター	〒310-0803 水戸市城南 1-1-6 サザン水戸ビル 7 階	TEL:029-300-1215 FAX:029-300-1217 ibaraki-support-ctr@jeed.or.jp
栃木高齢・障害者雇用支援センター	〒320-0811 宇都宮市大通 2-1-5 明治安田生命宇都宮大通りビル 2 階	TEL:028-610-0655 FAX:028-610-0656 tochigi-support-ctr@jeed.or.jp
群馬高齢・障害者雇用支援センター	〒379-2154 前橋市天川大島町 130-1	TEL:027-287-1511 FAX:027-287-1512 gunma-support-ctr@jeed.or.jp
埼玉高齢・障害者雇用支援センター	〒330-0074 さいたま市浦和区北浦和 4-5-5 北浦和大栄ビル 5 階	TEL:048-814-3522 FAX:048-814-3515 saitama-support-ctr@jeed.or.jp

千葉高齢・障害者雇用支援センター	〒261-0001 千葉市美浜区幸町 1-1-3	TEL:043-204-2901 FAX:043-204-2904 chiba-support-ctr@jeed.or.jp
東京高齢・障害者雇用支援センター	〒130-0022 東京都墨田区江東橋 2-19-12 墨田公共職業安定所 5 階	TEL:03-5638-2284 FAX:03-5638-2282 tokyo-support-ctr@jeed.or.jp
神奈川高齢・障害者雇用支援センター	〒231-0003 横浜市中区北仲通 4-40 商工中金横浜ビル 5 階	TEL:045-640-3046 FAX:045-640-3047 kanagawa-support-ctr@jeed.or.jp
新潟高齢・障害者雇用支援センター	〒951-8061 新潟市中央区西堀通 6-866 NEXT21 ビル 12 階	TEL:025-226-6011 FAX:025-226-6013 niigata-support-ctr@jeed.or.jp
富山高齢・障害者雇用支援センター	〒930-0004 富山市桜橋通り 1-18 住友生命富山ビル 7 階	TEL:076-471-7770 FAX:076-471-6660 toyama-support-ctr@jeed.or.jp
石川高齢・障害者雇用支援センター	〒920-0856 金沢市昭和町 16-1 ヴィサージュ 1 階	TEL:076-255-6001 FAX:076-255-6077 ishikawa-support-ctr@jeed.or.jp
福井高齢・障害者雇用支援センター	〒910-0005 福井市大手 2-7-15 明治安田生命福井ビル 10 階	TEL:0776-22-5560 FAX:0776-22-5255 fukui-support-ctr@jeed.or.jp
山梨高齢・障害者雇用支援センター	〒400-0031 甲府市丸の内 2-7-23 鈴与甲府ビル 1 階	TEL:055-236-3163 FAX:055-236-3161 yamanashi-support-ctr@jeed.or.jp
長野高齢・障害者雇用支援センター	〒380-0836 長野市南県町 1040-1 日本生命長野県庁前ビル 6 階	TEL:026-269-0366 FAX:026-269-0377 nagano-support-ctr@jeed.or.jp
岐阜高齢・障害者雇用支援センター	〒500-8856 岐阜市橋本町 2-20 濃飛ビル 5 階	TEL:058-253-2723 FAX:058-253-2728 gifu-support-ctr@jeed.or.jp
静岡高齢・障害者雇用支援センター	〒420-0851 静岡市葵区黒金町 59-6 大同生命静岡ビル 7 階	TEL:054-205-3307 FAX:054-205-3308 shizuoka-support-ctr@jeed.or.jp
愛知高齢・障害者雇用支援センター	〒450-0002 名古屋市名村区名駅 4-2-28 名古屋第二埼玉ビル 4 階	TEL:052-533-5625 FAX:052-533-5628 aichi-support-ctr@jeed.or.jp
三重高齢・障害者雇用支	〒514-0002	TEL:059-213-9255

援センター	津市島崎町 327-1	FAX:059-213-9270 mie-support-ctr@jeed.or.jp
滋賀高齢・障害者雇用支援センター	〒520-0056 大津市末広町 1-1 日本生命大津ビル 3 階	TEL:077-526-8841 FAX:077-526-8842 shiga-support-ctr@jeed.or.jp
京都高齢・障害者雇用支援センター	〒600-8006 京都市下京区四条通柳馬場西入 立売中之町 99 四条SETビル 5 階	TEL:075-254-7166 FAX:075-254-7110 kyoto-support-ctr@jeed.or.jp
大阪高齢・障害者雇用支援センター	〒541-0056 大阪府中央区久太郎 町 2-4-11 クラボウアネックスビル 3 階	TEL:06-4705-6927 FAX:06-4705-6928 osaka-support-ctr@jeed.or.jp
兵庫高齢・障害者雇用支援センター	〒650-0023 神戸市中央区栄町通 1-2-7 大同生命神戸ビル 2 階	TEL:078-325-1792 FAX:078-325-1793 hyogo-support-ctr@jeed.or.jp
奈良高齢・障害者雇用支援センター	〒630-8122 奈良市三条本町 9-21 JR 奈良伝宝ビル 6 階	TEL:0742-30-2245 FAX:0742-30-2246 nara-support-ctr@jeed.or.jp
和歌山高齢・障害者雇用支援センター	〒640-8154 和歌山市六番丁 24 ニッセイ和歌山ビル 6 階	TEL:073-499-4175 FAX:073-499-4179 wakayama-support-ctr@jeed.or.jp
鳥取高齢・障害者雇用支援センター	〒680-0835 鳥取市東品治町 102 鳥取駅前ビル 3 階	TEL:0857-50-1545 FAX:0857-50-1520 tottori-support-ctr@jeed.or.jp
島根高齢・障害者雇用支援センター	〒690-0887 松江市殿町 111 山陰放送・第一生命共同ビル 3 階	TEL:0852-60-1677 FAX:0852-60-1678 shimane-support-ctr@jeed.or.jp
岡山高齢・障害者雇用支援センター	〒700-0907 岡山市北区下石井 2-1-3 岡山第一生命ビル 4 階	TEL:086-801-5150 FAX:086-801-5171 okayama-support-ctr@jeed.or.jp
広島高齢・障害者雇用支援センター	〒730-0013 広島市中区八丁堀 16-14 第 2 広電ビル 7 階	TEL:082-511-2631 FAX:082-511-2632 hiroshima-support-ctr@jeed.or.jp
山口高齢・障害者雇用支援センター	〒753-0074 山口市中央 5-7-3 山口センタービル 2 階	TEL:083-995-2050 FAX:083-995-2051 yamaguchi-support-ctr@jeed.or.jp



徳島高齢・障害者雇用支援センター	〒770-0823 徳島市出来島本町 1-5	TEL:088-611-2388 FAX:088-611-2390 tokushima-support-ctr@jeed.or.jp
香川高齢・障害者雇用支援センター	〒761-8063 高松市花ノ宮町 2-4-3 香川職業訓練支援センター内	TEL:087-814-3791 FAX:087-814-3792 kagawa-support-ctr@jeed.or.jp
愛媛高齢・障害者雇用支援センター	〒790-0006 松山市南堀端町 5-8 オワセビル 4 階	TEL:089-986-3201 FAX:089-986-3202 ehime-support-ctr@jeed.or.jp
高知高齢・障害者雇用支援センター	〒780-0053 高知市駅前町 5-5 大同生命高知ビル 7 階	TEL:088-861-2212 FAX:088-861-2214 kochi-support-ctr@jeed.or.jp
福岡高齢・障害者雇用支援センター	〒810-0073 福岡市中央区舞鶴 2-1-10 ORE 福岡赤坂ビル 5 階	TEL:092-718-1310 FAX:092-718-1314 fukuoka-support-ctr@jeed.or.jp
佐賀高齢・障害者雇用支援センター	〒840-0816 佐賀市駅南本町 5-1 住友生命佐賀ビル 5 階	TEL:0952-37-9117 FAX:0952-37-9118 saga-support-ctr@jeed.or.jp
長崎高齢・障害者雇用支援センター	〒850-0862 長崎市出島町 1-14 出島朝日生命青木ビル 5 階	TEL:095-811-3500 FAX:095-811-3501 nagasaki-support-ctr@jeed.or.jp
熊本高齢・障害者雇用支援センター	〒860-0844 熊本市中央区水道町 8-6 朝日生命熊本ビル 3 階	TEL:096-311-5660 FAX:096-311-5661 kumamoto-support-ctr@jeed.or.jp
大分高齢・障害者雇用支援センター	〒870-0026 大分市金池町 1-1-1 大交セントラルビル 3 階	TEL:097-548-6691 FAX:097-548-6692 oita-support-ctr@jeed.or.jp
宮崎高齢・障害者雇用支援センター	〒880-0805 宮崎市橘通東 5-4-8 岩切第 2 ビル 3 階	TEL:0985-77-5177 FAX:0985-77-5178 miyazaki-support-ctr@jeed.or.jp
鹿児島高齢・障害者雇用支援センター	〒892-0844 鹿児島市山之口町 1-10 鹿児島中央ビル 11 階	TEL:099-219-2000 FAX:099-219-2007 kagoshima-support-ctr@jeed.or.jp
沖縄高齢・障害者雇用支援センター	〒900-0006 那覇市おもろまち 1-3-25 沖縄職業総合庁舎 4 階	TEL:098-941-3301 FAX:098-941-3302 okinawa-support-ctr@jeed.or.jp

### 3(4)『従業員の処遇や職場環境の改善を図るための支援策を知りたい』

#### 中小企業労働環境向上助成金

健康・環境・農林漁業等の事業を営む中小企業事業主が、雇用管理制度の導入等を行う場合に、助成金を支給致します。

#### 対象となる方

健康、環境、農林漁業分野等(表1)の事業を営む中小企業事業主

#### 支援内容

導入した制度等に応じて、以下の金額が支給されます。(1)～(3)においては、就業規則又は労働協約以下の制度を新たに定め、実際にその制度を実施することが必要です。

- (1) 評価・処遇制度 ……………40万円
- (2) 研修体系制度……………30万円
- (3) 健康づくり制度(介護事業所のみ)…30万円
- (4) 介護福祉機器(介護事業所のみ) …導入に要した費用の1/2(上限300万円)

#### ご利用方法

- (1) 雇用管理制度又は介護福祉機器等の導入に係る計画を作成し、計画開始1か月前までに労働局又はハローワークに提出
- (2) 労働局長が当該計画を認定
- (3) 計画に基づき雇用管理制度又は介護福祉機器等の導入を実施
- (4) 計画終了後、2カ月以内に労働局又はハローワークに支給申請し、受給

表1

日本標準産業分類	
大分類 A-農業	
大分類 A-林業	
大分類 B-漁業	
大分類 D-建設業	このうち、健康、環境、農林漁業分野に関する建築物等を建築しているもの
大分類 E-製造業	このうち、健康、環境、農林漁業分野に関する製品を製造しているもの
	このうち、健康、環境、農林漁業分野に関する事業を行う事業所との取引関係があるもの
大分類 F-電気・ガス・熱供給・水道業の中の 中分類33-電気業	
大分類 G-情報通信業	

大分類 H－運輸業・郵便業	
大分類 L → 中分類 71－学術・開発研究機関	大分類 L → 中分類 71－学術・開発研究機関
大分類 N → 中分類 80 → 小分類 804－スポーツ施設提供業 例)フィットネスクラブ	
大分類 O → 中分類 82 → 小分類 824 → 細分類 8246－スポーツ・健康教授業 例)スイミングスクール	
大分類 P－医療、福祉	
大分類 R → 中分類 88－廃棄物処理業 例)ごみ処分量	

## 問い合わせ先一覧

連絡先	HP
全国のハローワーク	<a href="http://www.mhlw.go.jp/kyujin/hwmap.html">http://www.mhlw.go.jp/kyujin/hwmap.html</a>

都道府県	部署	電話番号
北海道	職業対策課	011-709-2311
青森	職業対策課	017-721-2000
岩手	職業対策課	019-604-3005
宮城	職業対策課	022-299-8062
秋田	職業対策課	018-883-0010
山形	職業対策課	023-626-6101
福島	職業対策課	024-528-0258
茨城	職業対策課	029-224-6219
栃木	職業対策課	028-610-3557
群馬	職業対策課	027-210-5008
埼玉	職業対策課	048-600-6209
千葉	職業対策課	043-221-4391
東京	職業対策課助成金事務センター分室	03-3812-9026
神奈川	職業対策課	045-650-2801
新潟	職業対策課	025-234-5927
富山	職業対策課	076-432-2793
石川	職業対策課	076-265-4428
福井	職業対策課	0776-26-8613
山梨	職業対策課	055-225-2858
長野	職業対策課	026-226-0866
岐阜	職業安定部助成金センター(職業対策課雇用開発係)	058-263-5650

静岡	職業対策課	054-271-9970
愛知	職業対策課	052-219-5507
三重	職業対策課	059-226-2306
滋賀	職業対策課	077-526-8686
京都	職業対策課	075-275-5424
大阪	雇用保険課	06-4790-6320
兵庫	職業対策課雇用開発係(ハローワーク助成金デスク)	078-221-5440
奈良	職業対策課	0742-32-0209
和歌山	職業対策課	073-488-1161
鳥取	職業対策課	0857-29-1708
島根	職業対策課	0852-20-7020
岡山	職業対策課	086-801-5107
広島	職業対策課	082-502-7832
山口	職業対策課	083-995-0383
徳島	職業対策課	088-611-5387
香川	職業対策課	087-811-7290
愛媛	職業対策課	089-941-2940
高知	職業対策課	088-885-6052
福岡	職業対策課	092-434-9806
佐賀	職業対策課	0952-32-7217
長崎	職業対策課	095-801-0042
熊本	職業対策課	096-211-1704
大分	職業対策課	097-535-2090
宮崎	職業対策課	0985-38-8824
鹿児島	職業対策課	099-219-8712
沖縄	職業対策課	098-868-1606

## 4(1)『最低賃金の引上げに向けた支援策を知りたい』

### 業務改善助成金

事業場内の最も低い時間給を、計画的に引き上げる中小企業に対して、就業規則の作成、労働能率の増進に資する設備・機器の導入等に係る経費の1/2(上限100万円)を助成します。

地域別最低賃金引上げにより大きな影響を受ける中小企業(地域別最低賃金額が720円以下の37道県に事業場を置くものに限る)の事業主を支援する目的で、事業場内の最も低い時間給を、計画的に引き上げた中小企業に対して、就業規則の作成、労働能率の増進に資する設備・機器の導入等に係る経費の1/2(上限100万円)を助成します。

#### 対象となる方

事業実施初年度の4月1日時点の地域別最低賃金額が720円以下の道県※1に事業場を置く中小企業事業主※2

※1 北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、新潟県、

富山県、石川県、福井県、山梨県、長野県、岐阜県、滋賀県、奈良県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県

※2 中小企業事業主とは、業種に応じて①「資本の額または出資の総額」または②「常時使用する企業全体の労働者数」のいずれかの要件を満たす事業主です。

業種	①資本の額または出資の総額	②常時使用する企業全体の労働者数
一般産業(下記以外)	3億円以下の法人	300人以下
卸売業	1億円以下の法人	100人以下
サービス業	5,000万円以下の法人	100人以下
小売業	5,000万円以下の法人	50人以下

#### 支援内容

次の事項を実施した場合に、業務改善に要した経費の2分の1を国の予算の範囲内で助成します。(上限は100万円、下限は5万円です。)

① 事業場内で最も低い賃金を、4年以内に計画的に時間給または時間換算額(以下「時間給等」)で 800 円以上に引き上げる賃金計画を策定し、1年あたりの時間給等が 40 円以上となる引き上げを実施すること。

② 労働者の意見を聴取の上、賃金制度の整備、就業規則の作成・改正、労働能率の増進に資する設備・器具の導入、研修等の業務改善を実施すること。

(助成事例)小売り店舗の事業場において、POS システムレジシステムの導入により、商品の在庫状況、棚卸し作業や売上げ状況の分析に必要な時間となる時間が20%程度短縮することができ、労働能率の増進を図った。

## 問い合わせ先一覧

都道府県	課・室	郵便番号	所在地	電話番号
北海道	労働基準部	060-8566	札幌市北区北8条西2丁目1番1号	011-709-2713
	賃金課		札幌第1合同庁舎	
青森	労働基準部	030-8558	青森市新町2-4-25	017-734-4114
	賃金室		青森合同庁舎	
岩手	労働基準部	020-8522	盛岡市内丸7番25号	019-604-3008
	賃金室		盛岡合同庁舎1号館	
宮城	労働基準部	983-8585	仙台市宮城野区鉄砲町1番地	022-299-8841
	賃金室		仙台第4合同庁舎	
秋田	労働基準部	010-0951	秋田市山王7丁目1番3号	018-883-4266
	賃金室		秋田合同庁舎	
山形	労働基準部	990-8567	山形市香澄町3-2-1	023-624-8224
	賃金室		山交ビル3階	
福島	労働基準部	960-8021	福島市霞町1-46	024-536-4604
	賃金室		福島合同庁舎5F	
茨城	労働基準部	310-0015	水戸市宮町1丁目8-31	029-224-6216
	賃金室		茨城労働総合庁舎	
栃木	労働基準部	320-0845	宇都宮市明保野町1番4号	028-634-9109
	賃金室		宇都宮第2地方合同庁舎	
群馬	労働基準部	371-8567	前橋市大渡町1丁目10番7号	027-210-5005
	賃金室		群馬県公社総合ビル8F	
埼玉	労働基準部	330-6016	さいたま市中央区新都心11番地2	048-600-6205
	賃金室		明治安田生命さいたま新都心ビル ランド・アクシス・タワー15F	
千葉	労働基準部	260-8612	千葉市中央区中央4丁目11番1号	043-221-2328
	賃金室		千葉第2地方合同庁舎	

東京	労働基準部	102-8306	千代田区九段南1-2-1 九段第3合同庁舎 13F	03-3512-1614
	賃金課			
神奈川	労働基準部	231-8434	横浜市中区北仲通5丁目57番地 横浜第2合同庁舎	045-211-7354
	賃金課			
新潟	労働基準部	951-8588	新潟市川岸町1-56	025-234-5924
	賃金室			
富山	労働基準部	930-8509	富山市神通本町1丁目5番5号 富山労働総合庁舎	076-432-2735
	賃金室			
石川	労働基準部	920-0024	金沢市西念3丁目4番1号 金沢駅西合同庁舎	076-265-4420
	賃金室			
福井	労働基準部	910-8559	福井市春山1丁目1番54号 福井春山合同庁舎	0776-22-2691
	賃金室			
山梨	労働基準部	400-8577	甲府市丸の内1-1-11	055-225-2854
	賃金室			
長野	労働基準部	380-8572	長野市中御所1丁目22-1	026-223-0555
	賃金室			
岐阜	労働基準部	500-8723	岐阜市金竜町5丁目13番地 岐阜合同庁舎3F	058-245-8104
	賃金室			
静岡	労働基準部	420-8639	静岡市葵区追手町9番50号 静岡地方合同庁舎3F	054-254-6315
	賃金室			
愛知	労働基準部	460-8507	名古屋市中区三の丸2丁目5番1号 名古屋合同庁舎第2号館	052-972-0257
	賃金課			
三重	労働基準部	514-8524	津市島崎町327番2 津第2地方合同庁舎	059-226-2108
	賃金室			
滋賀	労働基準部	520-0057	大津市御幸町6番6号	077-522-6654
	賃金室			
京都	労働基準部	604-0846	京都市中京区両替町通御池上ル金吹町451	075-241-3215
	賃金室			
大阪	労働基準部	540-8527	大阪市中央区大手前4丁目1番67号 大阪合同庁舎第2号館9F	06-6949-6502
	賃金課			
兵庫	労働基準部	650-0044	神戸市中央区東川崎町1丁目1番3号 神戸クリスタルタワー16F	078-367-9154
	賃金課			
奈良	労働基準部	630-8570	奈良市法蓮町387 奈良第3地方合同庁舎	0742-32-0206
	賃金室			
和歌山	労働基準部	640-8581	和歌山市黒田48番地 和歌山労働総合庁舎	073-488-1152
	賃金室			

鳥取	労働基準部	680-8522	鳥取市富安2丁目89-9	0857-29-1705
	賃金室			
島根	労働基準部	690-0841	松江市向島町134番10	0852-31-1158
	賃金室		松江地方合同庁舎5F	
岡山	労働基準部	700-8611	岡山市下石井1丁目4番1号	086-225-2014
	賃金室		岡山第2合同庁舎	
広島	労働基準部	730-8538	広島市中区上八丁堀6番30号	082-221-9244
	賃金室		広島合同庁舎第2号館(4F・5F)	
山口	労働基準部	753-8510	山口市中河原町6番16号	083-995-0372
	賃金室		山口地方合同庁舎2号館	
徳島	労働基準部	770-0851	徳島市徳島町城内6番地6	088-652-9165
	賃金室		徳島地方合同庁舎	
香川	労働基準部	760-0019	高松市サンポート3番33号	087-811-8919
	賃金室		高松サンポート合同庁舎3階	
愛媛	労働基準部	790-8538	松山市若草町4番地3	089-935-5205
	賃金室		松山若草合同庁舎5F	
高知	労働基準部	780-8548	高知市南金田1番39号	088-885-6024
	賃金室			
福岡	労働基準部	812-0013	福岡市博多区博多駅東2丁目11番1号	092-411-4578
	賃金課		福岡合同庁舎	
佐賀	労働基準部	840-0801	佐賀市駅前中央3丁目3番20号	0952-32-7179
	賃金室		佐賀第2合同庁舎	
長崎	労働基準部	850-0033	長崎市万才町7-1住友生命長崎ビル	095-801-0033
	賃金室		長崎合同庁舎	
熊本	労働基準部	860-8514	熊本市西区春日 2-10-1	096-355-3202
	賃金室		熊本地方合同庁舎 9 階	
大分	労働基準部	870-0037	大分市東春日町17番20号	097-536-3215
	賃金室		大分第2ソフィアプラザビル6F	
宮崎	労働基準部	880-0805	宮崎市橘通東 3 丁目1番 22 号	0985-38-8836
	賃金室		宮崎合同庁舎	
鹿児島	労働基準部	892-0816	鹿児島市山下町13番21号	099-223-8278
	賃金室		鹿児島合同庁舎2F	
沖縄	労働基準部	900-0006	那覇市おもろまち2丁目1番1号	098-868-3421
	賃金室		那覇第2地方合同庁舎3F	



## 4(2)『専門家へ相談したい』

### 経営革新等支援機関

本制度は、税務、金融及び企業財務に関する専門的知識や中小企業支援に係る実務経験が一定レベル以上の個人、法人、中小企業支援機関等を「経営革新等支援機関」として認定することにより、中小企業・小規模事業者に対して専門性の高い支援を行います。

#### 対象となる方

経営一般、税務、金融及び企業財務等に関する悩みを抱えておられる中小企業・小規模事業者の方。

このような悩みをお抱えの方は、ぜひ一度ご相談ください。

#### 1. 自社の経営を見える化したい。

企業に密着した、きめ細やかな経営相談から、財務状況、財務内容、経営状況に関する調査・分析を行います。

#### 2. 事業計画を作成したい。

経営状況の分析から、事業計画等の策定・実行支援を行います。また、進捗状況の管理、フォローアップを行い、中小企業の経営支援の充実を行います。

#### 3. 取引先を増やしたい、販売を拡大したい。

経営革新等支援機関のネットワークを活用して、新たな取引先の増大や販売の拡大に向けてお手伝いします。

#### 4. 専門的課題を解決したい。

海外展開を考えている、知財管理が不安等、このような問題を解決するための専門的知識が必要な場合には、最適な専門家を派遣し、経営革新等支援機関と一体となって支援します。

#### 5. 金融機関と良好な関係を構築したい。

計算書類の信頼性を向上させ、資金調達力の強化に繋がります。

#### ご利用方法

経営革新等支援機関の検索については、中小企業庁、金融庁等のHPで公表しておりますので、ご活用を検討されている方は、こちらをご覧ください。

- ・中小企業庁 (<http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kakushin/nintei/kikan.htm>)
- ・金融庁 (<http://www.fsa.go.jp/status/nintei/>)

## 問い合わせ先一覧

問い合わせ先	電話番号
北海道経済産業局中小企業課	011-709-3140
東北経済産業局中小企業課	022-221-4922
関東経済産業局中小企業課	048-600-0321
中部経済産業局中小企業課	052-951-0521
近畿経済産業局創業・経営支援課	06-6966-6023
中国経済産業局中小企業課	082-224-5661
四国経済産業局中小企業課	087-811-8529
九州経済産業局中小企業課	092-482-5447
内閣府沖縄総合事務局中小企業課	098-866-1755
中小企業庁経営支援部経営支援課	03-3501-1763

## 4(3)『新たな事業活動を行うことで経営の向上を図りたい』

### 経営革新支援事業

最低賃金上昇等に伴い固定費が増大する中、中小企業者が、経営の向上を図るために新たな事業活動を行う経営革新計画の承認を受けることで、低利の融資制度や信用保証の特例など多様な支援を受けることができます。

#### 対象となる方

事業内容や経営目標を盛り込んだ経営革新計画を作成し、中小企業新事業活動促進法に基づく都道府県または国の承認を受けた中小企業者、組合等。

なお、経営革新計画は、以下の内容を満たす必要があります。

#### (1) 事業内容

以下の4つのいずれかに該当する取組であること。

- －新商品の開発や生産
- －新役務(サービス)の開発や提供
- －商品の新たな生産方式や販売方式の導入
- －役務(サービス)の新たな提供方法の導入その他の新たな事業活動

#### (2) 経営目標

3～5年間の事業計画期間であり、付加価値額(※)又は従業員一人あたりの付加価値額が年率平均3%以上伸び、かつ経常利益が年率平均1%以上伸びる計画となっていること。

(※)付加価値額＝営業利益＋人件費＋減価償却費

#### 支援内容

経営革新計画の承認を受けると、以下のような支援策がご利用になれます。

ただし、別途、利用を希望する支援策の実施機関による審査が必要となります。

- (1) 政府系金融機関による低利融資制度等(海外展開に伴う資金調達支援を含む)
- (2) 信用保証の特例
- (3) 特許関係料金減免制度
- (4) 販路開拓コーディネート事業

#### ご利用方法

(1) 経営革新計画を作成するにあたり、お近くの都道府県経営革新計画担当課または経済産業局等にご相談ください。

(2) 経営革新計画を作成後、都道府県経営革新計画担当課または経済産業局に申請してください。計画内容を審査後、承認された場合には承認書が交付されます。なお、承認書は、上記の支援策をご利用する際に必要になります。

## 問い合わせ先一覧

都道府県	担当部	担当課	担当課電話番号
北海道	経済部経営支援局	中小企業課	011-231-4111
青森県	商工労働部	地域産業課	017-734-9373
岩手県	商工労働観光部	経営支援課 新事業・団体支援グループ	019-629-5547
宮城県	経済商工観光部	新産業振興課	022-211-2723
秋田県	産業労働部	地域産業振興課	018-860-2231
山形県	商工労働観光部	中小企業振興課	023-630-2290
福島県	商工労働部	産業創出課	024-521-7282
茨城県	商工労働部	中小企業課	029-301-3560
栃木県	産業労働観光部	経営支援課	028-623-3176
群馬県	産業経済部	商政課	027-226-3336
埼玉県	産業労働部	産業支援課	048-830-3910
千葉県	商工労働部	経営支援課	043-223-2712
東京都	産業労働局商工部	経営支援課	03-5320-4795
神奈川県	産業労働局 産業・エネルギー部	中小企業支援課	045-210-5556
新潟県	産業労働観光部	産業振興課	025-280-5243
長野県	商工労働部	経営支援課	026-235-7195
山梨県	産業労働部	産業支援課	055-223-1544
静岡県	経済産業部	経営支援課	054-221-2526
愛知県	産業労働部	中小企業金融課 経営支援・調整グループ	052-954-6332
岐阜県	商工労働部	産業技術課	058-272-8366
三重県	雇用経済部	サービス産業振興課	059-224-2227
富山県	商工労働部	経営支援課	076-444-3252
石川県	商工労働部	経営支援課	076-225-1525
福井県	産業労働部	産業政策課	0776-20-0366
滋賀県	商工観光労働部	中小企業支援課	077-528-3733
京都府	商工労働観光部	ものづくり振興課	075-414-4847
大阪府	商工労働部	商工振興室経営支援課	06-6210-9494
兵庫県	産業労働部	産業振興局経営商業課	078-362-9184
奈良県	産業・雇用振興部	産業政策課	0742-27-7005
和歌山県	商工観光労働部	企業振興課	073-441-2760
鳥取県	商工労働部	経済産業総室	0857-26-7243

島根県	商工労働部	中小企業課	0852-22-5288
岡山県	産業労働部	経営支援課	086-226-7354
広島県	商工労働局	経営革新課	082-513-3370
山口県	商工労働部	経営金融課	083-933-3180
徳島県	商工労働部	企業支援課	088-621-2369
香川県	商工労働部	産業政策課ものづくり振興グループ	087-832-3348
愛媛県	経済労働部	産業支援局経営支援課	089-912-2484
高知県	商工労働部	工業振興課	088-823-9720
福岡県	商工部	中小企業経営金融課	092-643-3425
佐賀県	農林水産商工本部	新産業・基礎科学課	0952-25-7129
長崎県	産業労働部	産業振興課	095-895-2634
熊本県	商工観光労働部	産業支援課	096-333-2321
大分県	商工労働部	経営金融支援室	097-506-3223
宮崎県	商工観光労働部	工業支援課	0985-26-7114
鹿児島県	商工労働水産部	経営金融課	099-286-2944
沖縄県	商工労働部	新産業振興課	098-866-2340

## 4(4)『下請関係を改善するための支援策を知りたい』

### 下請中小企業・小規模事業者の自立化等支援

下請中小企業・小規模事業者の自立化に向けた取組等に対する支援を行います。

#### 対象となる方

下請取引<sup>\*</sup>を行う中小企業の方

※物品の製造・修理、情報成果物(プログラム、映像等のコンテンツ、設計図、商品デザイン等)の作成又は役務の提供の委託

#### 支援内容

##### 1. 下請中小企業自立化基盤構築事業

下請中小企業振興法第の認定を受けた特定下請連携事業計画の下で、連携グループが、メンバー相互の経営資源を活用して行う自立化に向けた取組に係る勉強会の開催、展示会出展、共同受注用のシステム構築、設備導入等の費用の一部の補助を受けることができます。

・補助金額 上限2,000万円

・補助率 2/3以内

中小企業庁ホームページ補助金等公募案内

<http://www.chusho.meti.go.jp/koukai/koubo/index.html>をご確認ください。

##### 2. 下請中小企業振興法に基づく支援

下請中小企業振興法は、振興基準の周知や振興事業計画への支援等により、下請中小企業の振興を図るものです。

###### (1)「振興基準」とは

下請取引の発注方法の改善、取引対価の決定方法の改善、下請代金の支払方法の改善など、下請取引を行う際の様々な場面において、下請事業者と親事業者がよるべき一般的な基準を経済産業大臣が定めたもので、下請事業者の努力と親事業者の協力の方向性が示されています。

これにより、不公正、不透明な取引が防止され、親事業者と下請事業者の相互理解と信頼の下に、協力関係が築かれることが期待されます。

###### (2)「振興事業計画」を通じた支援

下請事業者で構成している事業協同組合やその他の団体が、親事業者の協力を得て、下請事業者の施設又は設備の導入、共同利用施設の設置、技術の向上、事業の共同化等の事業について「振興事業計画」を作成し、国の承認を受けると、次の支援措置が活用できます。

##### ①高度化資金貸付(独立行政法人中小企業基盤整備機構、都道府県)

工場団地等の建設や共同工場等の共同施設の設置に必要な資金の無利子貸付  
→「高度化事業」に関する詳しい内容は198頁をご覧ください。

## ②中小企業信用保険法の特例(金融機関又は信用保証協会)

事業に必要な資金について、流動資産担保保険の特例措置があります。

- ・付保限度額の別枠化(2億円→4億円)
- ・保険料率の引き下げ(0.46%→0.29%)

→「信用保証制度」の詳しい内容は191頁をご覧ください。

## (3)「特定下請連携事業計画」を通じた支援

2以上の下請中小企業が有機的に連携して新事業活動を行うことにより、特定親事業者以外の者との取引を開始・拡大し、特定親事業者への依存の状態の改善を図る「特定下請連携事業計画」を作成し、国の認定を受けると、次の支援措置が活用できます。

### ① 中小企業信用保険法の特例(金融機関又は信用保証協会)

事業に必要な資金について、通保険、無担保保険、特別小口保険の限度額の別枠化、保険料率の引き下げ等の特例措置があります。また、新事業開拓保険の限度額の引上げの特例措置があります。

### ② 中小企業投資育成株式会社の投資対象の拡大

資本の額が3億円を超える株式会社の設立の際に発行される株式の引き受けなどの支援があります。

### ③ 企業活力強化資金(日本政策金融公庫)

認定計画の実施のために必要とする設備資金及び(長期)運転資金に対する低利融資を受けることができます。

## ご利用方法

### 1. 下請小規模事業者等新分野需要開拓支援事業

経済産業局に対し、補助金の申請を行ってください。外部有識者で構成される審査委員会における審査により採択先を決定し、採択の結果を通知します。

### 2. 振興事業計画及び特定下請連携事業計画を通じた支援

上記支援策の利用を希望される場合には、計画の承認に加え、個別の支援策ごとに支援機関の審査や確認を受ける必要があります。

## 問い合わせ先一覧

支援機関名	電話番号
中小企業庁経営支援部取引課	03-3501-1732
北海道経済産業局中小企業課	011-709-3140
東北経済産業局中小企業課	022-221-4922
関東経済産業局中小企業課	048-600-0321
中部経済産業局中小企業課下請代金検査官室	052-951-0400

近畿経済産業局中小企業課下請取引適正化推進室	06-6966-6037
中国経済産業局中小企業課	082-224-5661
四国経済産業局中小企業課	087-811-8529
九州経済産業局中小企業課	092-482-5447
内閣府沖縄総合事務局中小企業課	098-866-1755



## 4(5) 『新しい取引先を開拓したい』

### 下請取引あっせん事業

最低賃金上昇に伴う固定費増大の中、生産性を向上させるべく、中小企業・小規模事業者の新たな取引先の開拓を支援するために、下請取引のあっせんを行います。

#### 対象となる方

新たな取引先を開拓したいと考えている中小企業

#### 支援内容

##### 【下請取引あっせん】

各都道府県中小企業支援センターの職員等が、県内外において、自社の希望する業種、設備、技術などの条件に合った、きめ細かな取引先のあっせんを行います。

##### 【ビジネス・マッチング・ステーション(BMS)】

BMSとは、取引先の開拓や販路拡大等を支援するインターネットを活用した取引あっせんシステムです(<http://biz-match-station.zenkyo.or.jp/>)。

登録後は、受発注情報や販路開拓のための企業情報等を自由に閲覧することができ、取引したい案件や企業に対して、システムを経由して直接申込みを行うことができます。また、自社の得意とする技術や保有する設備、仕上がった製品の写真等を掲載し、自社のPRを行うこともできます。(登録料・利用料は無料)希望する場合は、海外に情報を発信することも可能です。

#### ご利用方法

##### 【下請取引あっせん】

発注または受注を希望する企業は、都道府県中小企業支援センターに登録して下さい。都道府県中小企業支援センターから受発注情報等を提供し、取引先を紹介します。(登録料・紹介料は無料)

##### 【ビジネス・マッチング・ステーション】

(財)全国中小企業取引振興協会ホームページの、ビジネス・マッチング・ステーション入会申込画面よりご登録下さい。

インターネット環境が未整備の場合は、各都道府県中小企業支援センターにご相談ください。

## 問い合わせ先一覧

支援機関名	電話番号
中小企業庁事業環境部取引課	03-3501-1669
(財)全国中小企業取引振興協会	03-5541-6688
(公財)北海道中小企業総合支援センター	011-232-2001
(公財)21 あおもり産業総合支援センター	017-777-4066
(公財)いわて産業振興センター	019-631-3820
(公財)みやぎ産業振興機構	022-225-6636
(公財)あきた企業活性化センター	018-860-5610
(公財)山形県企業振興公社	023-647-0660
(公財)福島県産業振興センター	024-525-4070
(公財)茨城県中小企業振興公社	029-224-5317
(公財)栃木県産業振興センター	028-670-2600
(公財)群馬県産業支援機構	027-255-6500
(公財)千葉県産業振興センター	043-299-2901
(公財)埼玉県産業振興公社	048-647-4101
(公財)東京都中小企業振興公社	03-3251-7886
(公財)神奈川産業振興センター	045-633-5000
(公財)にいがた産業創造機構	025-246-0025
(公財)長野県中小企業振興センター	026-227-5803
(公財)やまなし産業支援機構	055-243-1888
(公財)静岡県産業振興財団	054-273-4434
(公財)あいち産業振興機構	052-715-3061
(公財)岐阜県産業経済振興センター	058-277-1090
(公財)三重県産業支援センター	059-228-3326
(公財)富山県新世紀産業機構	076-444-5600
(公財)石川県産業創出支援機構	076-267-1001
(公財)ふくい産業支援センター	0776-67-7400
(公財)滋賀県産業支援プラザ	077-511-1410
(公財)京都産業21	075-315-8660
(公財)大阪産業振興機構	06-6947-4324
(公財)ひょうご産業活性化センター	078-230-8040
(公財)奈良県地域産業振興支援センター	0742-36-8312
(公財)わかやま産業振興財団	073-432-3412
(公財)鳥取県産業振興機構	0857-52-3011
(公財)しまね産業振興財団	0852-60-5110

(公財)岡山県産業振興財団	086-286-9664
(公財)ひろしま産業振興機構	082-240-7700
(公財)やまぐち産業振興財団	083-922-3700
(公財)とくしま産業振興機構	088-654-0101
(公財)かがわ産業支援財団	087-840-0348
(公財)えひめ産業振興財団	089-960-1100
(公財)高知県産業振興センター	088-845-6600
(財)福岡県中小企業振興センター	092-622-6230
(公財)佐賀県地域産業支援センター	0952-34-4411
(公財)長崎県産業振興財団	095-820-3838
(公財)くまも産業支援財団	096-289-2438
(公財)大分県産業創造機構	097-533-0220
(公財)宮崎県産業振興機構	0985-74-3850
(公財)かごしま産業支援センター	099-219-1270
(公財)沖縄県産業振興公社	098-859-6255

## 4(6)『人材育成や経営能力の向上を図りたい』

### 中小企業大学校の研修

最低賃金上昇に伴い固定費等が増加する中、経営戦略、マーケティング戦略、生産管理等に関する研修を受講することで、経営能力の向上を図り、自社の抱える経営課題の解決や新たな事業活動に挑戦できる環境を整えます。

#### 対象となる方

中小企業の経営者、経営幹部、後継者または管理者

#### 支援内容

中小企業大学校では、中小企業経営者や経営幹部等に対し、座学による講義に加え、自社の経営データを持ち寄った経営課題の解決策や、製造業等における現場改善実習といった実践的な方法による以下の研修を実施しています。

- 経営者、後継者等が、自らの経営課題解決につながる応用力を身につけるための経営全般に関する長期間の研修(計200人)
- 経営戦略、販路開拓、生産・財務・労務の管理等の経営課題解決型の研修(計12,000人)
- グローバル化、IT経営等の課題に対応した研修(計500人)



※( )内は、平成25年度計画人数。(全国9カ所の中小企業大学校設置箇所)

#### ご利用方法

- ・研修は通年行われています。研修のプログラムについては、下記ホームページから、各中小企業大学校のプログラムをご覧ください。
- ・受講者の募集は、各研修開講の約2～3ヶ月前から行っています。
- ・ご不明な点は、中小企業基盤整備機構 経営基盤支援部 人材支援調整課にお問い合わせください。

#### 問い合わせ先一覧

支援機関名	電話番号
中小企業基盤整備機構 経営基盤支援部 人材支援調整課	03-5470-1560

(参考)

### 平成25年度地域別最低賃金改定状況

平成25年11月1日 現在

都道府県名	最低賃金時間額【円】	発効年月日
北海道	734 ( 719 )	平成25年10月18日
青 森	665 ( 654 )	平成25年10月24日
岩 手	665 ( 653 )	平成25年10月27日
宮 城	696 ( 685 )	平成25年10月31日
秋 田	665 ( 654 )	平成25年10月26日
山 形	665 ( 654 )	平成25年10月24日
福 島	675 ( 664 )	平成25年10月6日
茨 城	713 ( 699 )	平成25年10月20日
栃 木	718 ( 705 )	平成25年10月19日
群 馬	707 ( 696 )	平成25年10月13日
埼 玉	785 ( 771 )	平成25年10月20日
千 葉	777 ( 756 )	平成25年10月18日
東 京	869 ( 850 )	平成25年10月19日
神奈川	868 ( 849 )	平成25年10月20日
新 潟	701 ( 689 )	平成25年10月26日
富 山	712 ( 700 )	平成25年10月6日
石 川	704 ( 693 )	平成25年10月19日
福 井	701 ( 690 )	平成25年10月13日
山 梨	706 ( 695 )	平成25年10月18日
長 野	713 ( 700 )	平成25年10月19日
岐 阜	724 ( 713 )	平成25年10月19日
静 岡	749 ( 735 )	平成25年10月12日
愛 知	780 ( 758 )	平成25年10月26日
三 重	737 ( 724 )	平成25年10月19日
滋 賀	730 ( 716 )	平成25年10月25日
京 都	773 ( 759 )	平成25年10月24日
大 阪	819 ( 800 )	平成25年10月18日
兵 庫	761 ( 749 )	平成25年10月19日
奈 良	710 ( 699 )	平成25年10月20日
和歌山	701 ( 690 )	平成25年10月19日
鳥 取	664 ( 653 )	平成25年10月25日
島 根	664 ( 652 )	平成25年11月6日
岡 山	703 ( 691 )	平成25年10月30日
広 島	733 ( 719 )	平成25年10月24日
山 口	701 ( 690 )	平成25年10月10日
徳 島	666 ( 654 )	平成25年10月30日
香 川	686 ( 674 )	平成25年10月24日
愛 媛	666 ( 654 )	平成25年10月31日
高 知	664 ( 652 )	平成25年10月26日
福 岡	712 ( 701 )	平成25年10月18日
佐 賀	664 ( 653 )	平成25年10月26日
長 崎	664 ( 653 )	平成25年10月20日
熊 本	664 ( 653 )	平成25年10月30日
大 分	664 ( 653 )	平成25年10月20日
宮 崎	664 ( 653 )	平成25年11月2日
鹿児島	665 ( 654 )	平成25年10月27日
沖 縄	664 ( 653 )	平成25年10月26日
全国加重平均額	764 ( 749 )	

※ 括弧書きは、平成24年度地域別最低賃金額